

京都大学白浜海の家使用規程及び京都大学白浜海の家管理要項新旧対照表

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><b>京都大学白浜海の家使用規程</b><br/>(昭和48年4月16日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第5条 使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、1人1泊につき<u>130円</u>の使用料を<u>前納</u>しなければならない。</p> <p>2 <u>一たん</u>納付された使用料は、返還しない。</p> <p>(中 略)</p> <p>第7条 使用者は、別に定める海の家ของผู้使用者心得を遵守しなければならない。</p> | <p>第5条 使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、1人1泊につき<u>1,100円</u>の使用料を、<u>使用開始予定日の前日までに、現金で学生センターに納めなければならない。</u></p> <p>2 <u>一旦</u>納付された使用料は、返還しない。<u>ただし、第8条第2項の規定により使用許可を取り消し、又は変更した場合については、使用料の全額又は一部を返還する。</u></p> <p>第7条 使用者は、別に定める海の家ของผู้使用者心得(以下「使用者心得」という。)を遵守しなければならない。</p> <p>第8条 <u>副学長は、使用者がこの規程又は使用者心得に違反したと認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。</u></p> <p>2 <u>前項に定める場合のほか、海の家の運営上特に必要がある場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定により使用許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を中止させたことによつて使用者に損害を及ぼすことがあつても、京都大学は責任を負わない。</u></p> <p>第9条 <u>海の家に関する事務は、学生センターにおいて処理する。</u></p> <p>第10条 <u>この規程に定めるもののほか、海の家の使用に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> |





| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><b>京都大学白浜海の家管理要項</b><br/>(昭和48年4月16日総長裁定)</p> <p>(前略)</p> <p>2 管理責任者は、海の家に管理人1名を置き、次に掲げる職務を担当させる。ただし、使用者のない日にあつては、建物内外の見回り(1日3回10時、14時、17時)を担当させる。</p> <p>(1) 使用者の確認<br/>(2) 学生センターへの連絡及び報告<br/>(3) 火災、盗難の防止<br/>電気器具、消火器具、給排水器具の点検、白灯油、LPガスの安全確認<br/>(4) 設備備品等の管理<br/>(5) 清掃作業<br/>(6) <u>入浴等の世話</u><br/>(7) <u>使用者への食事提供</u></p> <p>3 <u>海の家の運営について、体育会は次の事項を行う。</u></p> <p>(1) <u>使用希望者の使用願書等の受付事務</u><br/>(2) <u>受付後、使用願書(使用料金を添えて)等を学生センターに直ちに送付する。</u><br/>(3) <u>使用者の食事申込み受付</u><br/>(4) <u>使用者との連絡調整</u></p> <p>4 <u>海の家の開設期間</u><br/>年間を通じて開設する(12月29日から翌年1月3日までの間は除く。)。ただし、特別の事情がある場合は、開設期間を変更することがある。</p> <p>5 <u>施設の使用料は、次の各号に該当する場合は、必要としない。</u></p> <p>(1) 大学が企画する行事<br/>(2) 体育会が主催する行事</p> <p>6 <u>海の家に関する事務は、学生センターにおいて行う。</u></p> | <p>2</p> <p>(1) } (同左)<br/>(2) }<br/>(3) }</p> <p>(4) 設備、備品等の管理<br/>(5) <u>清掃作業(建物内外、浴室、トイレ等)</u></p> <p>3</p> <p>4</p> <p>(1) } (同左)<br/>(2) }</p> <p style="text-align: center;">附 則<br/>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p> |